

伊達地方消防組合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

伊達地方消防組合

管理者 須田 博行

伊達地方消防組合規則第3号

伊達地方消防組合財務規則の一部を改正する規則

伊達地方消防組合財務規則（令和4年伊達地方消防組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第178条第1号中「1,300,000円」を「2,000,000円」に改め、同条第2号中「800,000円」を「1,500,000円」に改め、同条第3号中「400,000円」を「800,000円」に改め、同条第4号中「300,000円」を「500,000円」に改め、同条第6号中「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

第197条及び第198条第1項中「（教育財産に係る管理者を除く。）」を削る。

第201条第3項中「（教育財産の管理者を除く。以下次項において同じ。）」を削る。

第248条第2項を削る。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。